平成３０年（フ）第９７号
茨城県取手市新川85番地２
債務者　橋上　明子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
山梨県富士吉田市ときわ台２丁目７番50号丸鯉荘102号
債務者　髙橋　優希
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第９０号
長野県松本市平田東２丁目12番２号
債務者　**土**橋　悦子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第６０号
徳島県鳴門市撫養町大桑島字北ノ浜64番地セジュール泉201号、旧住所徳島県鳴門市撫養町小桑島前組50番地
債務者　山佐木　翔
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８２号
北海道苫小牧市新中野町２丁目19番８―602号
債務者　上島千代美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第９７号
北海道苫小牧市住吉町１丁目４番１―108号
債務者　藤井　トキ
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第９８号
北海道苫小牧市花園町１丁目３番16号　エルム花園102号
債務者　河村　辰郎
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第９９号
北海道苫小牧市沼ノ端中央２丁目13番25号ハイツまるいＮＯ112―205号
債務者　上島　大嵩
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第４０号
宮城県東松島市矢本字下浦185番地３　県営下浦住宅236号室
債務者　梶原　雅之
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第１０４号
三重県津市高茶屋小森町1813番地12
債務者　林　　光夫
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１０５号
三重県津市高茶屋小森町1813番地12
債務者　林　　博美
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３８３号
兵庫県三田市すずかけ台３丁目５番地１　５棟501号
債務者　藤井　保男
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３８４号
兵庫県三田市すずかけ台３丁目５番地１　５棟501号
債務者　藤井惠美子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４０７号
神戸市中央区八幡通４丁目１―27　D’グラフォート神戸三宮タワー1208号　荒木方、住民票上の住所神戸市西区伊川谷町潤和718番地　セフィラキング107号
債務者　浮田　恭兵
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４５３号
神戸市兵庫区荒田町２丁目20番1008号
債務者　小川　五郎
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８９号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目41番地２(412)
債務者　後藤　**靜**惠
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係